

今後の留意事項について

(1) 予算案の作成

各協議会からの提案を受け、今後市は予算案の作成（査定）を行います。その際、

提案内容の詳細や考え方について、協議会に再度、確認させて頂く場合があります。

提案内容が漠然としている場合や近隣住民等の利害関係者の同意が難しい場合などは、予算案化できない場合があります（その場合、次年度以降の提案に向け、再検討をお願いします）。

予算査定の結果、市の見積単価による積算等により、提案額を減額させて頂く場合があります。

予算額が提案額を超過する場合（ ）は、提案額までを予算案化します。

例えば、街灯設置に係る電気代などのランニングコストが含まれていない場合など。

(2) 提案の修正

本日（12/5）の会長会議を踏まえ提案書を修正される場合は、12月12日（水）までをお願いします。

(3) その他

予算案が3月議会で承認されて以後直ちに、提案に対する予算決定額を各協議会に通知します（予算決定額が提案額と異なる場合は、その理由を添付します。）。

予算について、協議会が実施することとしている場合は、委託契約書や協定書を結ぶ必要があります。また、事業計画が明確でない場合は、執行を停止させて頂く場合があります。

事業実施段階で発生した契約差金（予算額と実際の支出額との差）については、原則として、次年度の提案額に繰り越せないものとします。